

・事業報告の附属明細書が作成されていなかったため作成し、附属明細書も含めて理事会で決議を得ること。

《経理》

・任命されている法人本部拠点の会計責任者と実態として職務を行っている会計責任者が相違するので、整理の上任命すること。

・予備費について、予備費を使用した場合は計算書類の内第1号第1様式及び第1号第4様式に脚注を付し、使用額と使用した科目を記載すること。

・計算書類の附属明細書のうち別紙3(④)事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書について、事業区分を記載すべきところ拠点区分を記載していたので、改めること。

・貸借対照表のリース債務について、1年基準に基づき相当する金額を流動負債に計上すること。また、前払金に期限が1年を超えて到来するものが含まれていたため、相当する金額を固定資産に計上すること。

・実沢第4拠点区分(ケアハウス橘館)について、法令等の要請により特定、一般にサービス区分を分けて会計処理すること。

・契約事務について、以下の点が見受けられたため改めること。

ア 100万円を超える契約について、契約書の作成が必要なところ、請書で契約を行っていた。

イ 契約書の作成を省略する場合においても、請書等を徴することとされているが、なされていなかった。

・財産目録に記載された基本財産が、定款の定めと異なっていたため、改めること。

(様式2)

社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和元年.11月7日
施設名	特別養護老人ホーム 水泉荘		
文書指摘事項		文書指摘事項に対する回答	
<p>《人事労務管理》 指摘事項なし</p> <p>《経理》 指摘事項なし</p> <p>《入所者処遇》 指摘事項なし</p>			
口頭指摘事項			
<p>《人事労務管理》</p> <p>①職員就業規則について、職員の勤務時間割が規則別表1の記載と相違していた部分が見受けられたので、規程と実態を整合させること。</p> <p>②育児・介護休業等に関する規則について、以下の点が見受けられたので改めること。</p> <p>ア 育児休業に関する規定が適正に定められていなかった。</p> <p>イ 法に基づき、労使協定の締結により対象から除外する者を定めているが、規則と協定との間に不整合が見受けられた。</p> <p>③有給休暇の付与について、職員就業規則に1日又は半日若しくは1時間単位の付与を規定しているが、1時間単位の付与は5日に限り認められるものであるため、規定を改正すること。また、時間単位の付与を行う際は労使協定の締結が必要であるため留意すること。</p> <p>④有期労働契約者が無期労働契約に転換する事項について、就業規則等への定めがなかったため、改めること。</p> <p>《経理》</p> <p>①拠点区分で作成する計算書類に対する注記について、以下のとおりであったので適切な記載を行うこと。</p> <p>ア 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分において、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略しているとあるが、実際は作成している。</p> <p>イ 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高において、その他固定資産の建物の当期末残高が、貸借対照表の当年度末の額と異なっていた。</p> <p>②事業活動計算書における国庫補助金等特別積立金積立額について、特別増減の部に計上すべきものを、サービス活動の部に計上していたため、改めること。</p> <p>③寄附金品台帳について、作成がされていなかったため、拠点区分ご</p>			

とに作成し、備えおくこと。

④利用者からの現金収入について、経理規程に従い現金出納帳を整備して管理すること。その際は、小口現金と同様に日々の残高確認を行うこと。

⑤予備費について、予備費を使用した場合は計算書類のうち第1号第1様式及び第1号第4様式に脚注を付し、使用額と使用した科目を記載すること。

《入所者処遇》

(記録の整備)

①入所者の処遇に関する記録について、記載内容が少ない事例が確認されたため、提供した具体的なサービス内容及び入所者の心身の状況その他必要な事項を具体的に記録すること。

(入所者の処遇に関する計画)

②処遇計画(施設サービス計画)について、長期目標と短期目標の期間を同じ期間で設定しているが、短期目標は長期目標を達成するための目標であるため、適切な設定とすること(2階の処遇計画)。

③処遇計画の評価(モニタリング)について、継続の判断等も含めて具体的な評価内容を記載すること。

(勤務体制の確保等—研修)

④内部研修の実施記録について、実施内容等具体的に記録すること。また、参加者が少ないことから、多くの職員が参加できる仕組みを整えること。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

⑤ヒヤリ・ハット事例の報告が少ない状況であるため、報告件数を増やす取り組みを行い、事故防止対策に活用すること。

実地指導指示書兼改善報告書

施設（事業所）名	水泉荘	実施年月日	令和元年 11 月 7 日
担当者	磯田主任 山崎主事	応対者	目黒管理者 今井生活相談部長 荒生活相談員 深沼生活相談員兼介護員 村上管理栄養士 細田機能訓練指導員
改善指示事項		改善状況	
<p>《介護老人福祉施設》 《（介護予防）短期入所生活介護》</p> <p><運営に関する基準> 1. 勤務体制の確保等 職員の勤務表上、夜勤を行う職員の数が夜間時間帯の一部（午後9時30分から45分の間）で1名少ない配置となっているので改めること。</p> <p>（参考） 【基準省令第24条第1項、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】 「夜勤を行う介護職員又は看護職員の数は、指定短入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が101以上125以下の特別養護老人ホームにあっては5以上」</p>		<p>・午後9時30分から45分の間での勤務時間調整を行い、夜勤職員の人数が2階、3階で常に5名以上になるように調整しております。 ※別紙勤務表参照。</p>	

社会福祉法人・施設指導監査結果

法人名	社会福祉法人幸生会	実施日	令和元年11月7日
施設名	ケアハウス橘館		
文書指摘		文書指摘に対する回答	
<p>《人事労務管理》《経理》</p> <p>なし</p> <p>《入所者処遇》</p> <p>①軽費老人ホームの一般入居者の対応をする介護職員について、特定施設入居者生活介護の業務を行っている時間帯があり、常勤換算方法で1以上を満たしていなかったため、1以上を満たすよう配置すること。</p> <p>《事務費徴収》</p> <p>①必要経費の認定において、適正に行われていない事例が見られたので、下記のとおり訂正又は補正等するとともに、所要の措置を講じること。</p> <p>なお、これにより階層区分が上がる入居者については、次回徴収分より正しい階層の額で請求すること。なお、その際には、正しい階層区分で徴収したことが確認できる書類等を提出すること。</p> <p>・高額療養費等の還付金については、医療費の総額を超えて認定しないこと。</p> <p>入所者：及川政子(階層変更)</p>		<p>《入所者処遇》</p> <p>①軽費老人ホームの一般入居者の対応をする介護職員について、特定施設入居者生活介護の業務を行っている時間(夜勤業務)分について、別紙のとおり別の介護職員の勤務時間をあて常勤換算方法1以上を満たすよう配置した。(資料：2月勤務表、サービス体制加算確認票)</p> <p>《事務費徴収》</p> <p>①実地指導後に収入申告書を別紙のとおり還付金額が医療費の総額を超えないように作成し、本人、家族に説明を行った。別紙領収書のとおり12月分から事務費を区分4で請求している。(資料：収入申告書、領収書)</p>	
口頭指摘		/	
<p>《人事労務管理》</p> <p>①職員就業規則について、職員の勤務時間割が規則別表1の記載と相違していた部分が見受けられたので、規程と実態を整合させること。</p>			
<p>②育児・介護休業等に関する規則について、以下の点が見受けられたので改めること。</p> <p>ア 育児休業に関する規定が適正に定められていなかった。</p> <p>イ 法に基づき、労使協定の締結により対象から除外する者を定めているが、規則と協定の間に不整合が見受けられた。</p>			

(様式2)

社会福祉法人・施設指導監査結果（通知用）

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和元年 11 月 13 日
施設名	特別養護老人ホーム 栗生ハウス		
文書指摘事項		文書指摘事項に対する回答	
<p>《人事労務管理》 指摘事項なし</p> <p>《経理》 指摘事項なし</p> <p>《入所者処遇》 ①各ユニットにおいて入所者に対し自律的な日常生活を営むことを支援しなければならないが、2階フロアの短期ユニットの利用者が、日中帯に隣接の長期ユニットで過ごしていることが常態化しているため、改めること。</p>		<p>令和2年3月1日より、朝食後以降の時間帯を短期ユニット・長期ユニットそれぞれのユニットで支援を行っている。現時点では朝食のみ短期ユニットの利用者が隣接する長期ユニットで食事をしているため、5月を目途に完全に各ユニットで支援が行うことができるよう、体制(人員)整備を進めている。</p>	
口頭指摘事項			
<p>《人事労務管理》 ①職員就業規則について、職員の勤務時間割が規則別表1の記載と相違していた部分が見受けられたので、規程と実態を整合させること。</p> <p>②有期労働契約者が無期労働契約に転換する事項について、就業規則等への定めがなかったので、改めること。</p> <p>③育児・介護休業等に関する規則について、以下の点が見受けられたので改めること。 ア 育児休業に関する規定が適正に定められていなかった。 イ 法に基づき、労使協定の締結により対象から除外する者を定めているが、規則と協定との間に不整合が見受けられた。</p> <p>④有給休暇の付与について、就業規則に1日又は半日若しくは1時間単位の付与を規定しているが、1時間単位の付与は5日に限り認められるものであるため、規程を改正すること。また、時間単位の付与を行う際は労使協定の締結が必要であるため留意すること。</p> <p>《経理》 ①予備費について、予備費を使用した場合は計算書類のうち第1号第1様式及び第1号第4様式に脚注を付し、使用額と使用した科目を記載すること。</p> <p>②拠点区分で作成する計算書類に対する注記について、拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))は省略しているとあるが、実際は作成しているため、注記を作成の際には留意すること。</p> <p>《入所者処遇》 (記録の整備) ①入所者の処遇に関する記録について、記載内容が少ない事例が確認</p>		/	

されたため、提供した具体的なサービス内容及び入所者の心身の状況
その他必要な事項を具体的に記録すること。

〈入所者の処遇に関する計画〉

②処遇計画（施設サービス計画）について、画一的な目標設定となっ
ている事例が確認されたため、アセスメントを基に個別性のある計画
を作成すること。

③サービス担当者会議への家族の参加について、年に1回は参加出来
るよう働きかけること。

実地指導指示書兼改善報告書

施設(事業所)名	栗生ハウス	実施年月日	令和元年11月13日
担当者	磯田主任 山脇主事	対応者	山田生活相談部長 前田介護チーフ 佐藤・三浦チーフケアワーカー 早坂柔道整備師
改善指示事項		改善状況	
<p>《地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型)》 《(介護予防)短期入所生活介護》</p> <p><運営に関する基準> 1. 介護 各ユニットにおいて入所者に対し自律的な日常生活を営むことを支援しなければならないが、2階フロアの短期ユニットの利用者が、日中帯に隣接の長期ユニットで過ごしていることが常態化しているため、各ユニットで支援すること。</p> <p>(参考) 【基準省令第43条第1項、第140条の8】</p>		<p>令和2年3月1日より、朝食後以降の時間帯を短期ユニット・長期ユニットそれぞれのユニットで支援を行っている。且現時点では朝食のみ、短期ユニットの利用者が隣接の長期ユニットで食事しているため、5月を目途に完全に各ユニットで支援が行うことができるよう、体制(人員)整備を進めている。</p>	

注) 各基準等の略称について

- 基準省令：指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(H11.3.31 厚生省令第39号)
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(H11.3.31 厚生省令第37号)
- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(H18.3.14 厚労省令第4号)
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(H11.3.31 厚生省令第35号)
- 解釈通知：指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(H12.3.17 老企第43号)
- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準(H11.9.17 老企第25号)
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
- 報酬告示：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(H12.2.10 厚生省告示第21号)
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(H12.2.10 厚生省告示第19号)
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(H18.3.14 厚労省告示第126号)
- 留意事項通知：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に関する部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H12.3.8 老企第40号)
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(様式2)

社会福祉法人・施設指導監査結果（通知用）

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和元年 11月 11日
施設名	特別養護老人ホーム 泉クラシック		
文書指摘事項		文書指摘事項に対する回答	
<p>《人事労務管理》 指摘事項なし</p> <p>《経理》 指摘事項なし</p> <p>《入所者処遇》 指摘事項なし</p>			
口頭指摘事項			
<p>《人事労務管理》</p> <p>①職員就業規則について、職員の勤務時間割が規則別表1の記載と相違していた部分が見受けられたので、規程と実態を整合させること。</p> <p>②育児・介護休業等に関する規則について、以下の点が見受けられたので改めること。</p> <p>ア 育児休業に関する規定が適正に定められていなかった。</p> <p>イ 法に基づき、労使協定の締結により対象から除外する者を定めているが、規則と協定との間に不整合が見受けられた。</p> <p>③有給休暇の付与について、職員就業規則に1日又は半日若しくは1時間単位の付与を規定しているが、1時間単位の付与は5日に限り認められるものであるので、規定を改正すること。また、時間単位の付与を行う際は労使協定の締結が必要であるので留意すること。</p> <p>④有期労働契約者が無期労働契約に転換する事項について、就業規則等への定めがなかったため、改めること。</p> <p>《経理》</p> <p>①拠点区分で作成する計算書類に対する注記について、拠点区分事業活動明細書（別紙3（㊸））は省略しているとあるが、実際は作成しているので、注記を作成の際には留意すること。</p> <p>②利用者からの現金収入について、経理規程に従い現金出納帳を整備して管理すること。その際は、小口現金と同様に日々の残高確認を行うこと。</p> <p>《入所者処遇》 （記録の整備）</p> <p>①入所者の処遇に関する記録について、記載内容が少ない事例が確認されたため、提供した具体的なサービス内容及び入所者の心身の状況その他必要な事項を具体的に記録すること。</p>		/	

幼保連携型認定こども園指導監査結果（通知用）

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和元年 11 月 15 日
施設名	寺岡すいせんこども園		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
<p>《人事労務管理》</p> <p>なし</p> <p>《経理》（実地監査なし）</p> <p>なし</p> <p>《園児処遇》</p> <p>なし</p>			
口 頭 指 摘			
<p>《人事労務管理》</p> <p>① 労働条件通知書について、書面で明示すべき事項が記載されていない事例が見受けられたので、記載すること。</p> <p>② 労働基準法第 24 条に基づく法定外控除の協定について、協定を締結しないまま社宅費を控除していたので、協定を締結すること。</p> <p>③ 時間外勤務手当の単価の算定について、割増賃金の算定基礎となる賃金に処遇改善手当が含まれていなかったなので、適切に算定すること。</p> <p>《経理》（実地監査なし）</p> <p>なし</p> <p>《園児処遇》</p> <p>① 調理食品の温度管理について、令和元年 9 月 7 日の夕涼み会のカレーの中心温度を測定していなかったので、測定し記録すること。</p>			

幼保連携型認定こども園指導監査結果（通知用）

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和元年 11 月 26 日
施設名	新田すいせんこども園		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
<p>《人事労務管理》 なし</p> <p>《経理》 なし</p> <p>《園児処遇》 なし</p>			
口 頭 指 摘			
<p>《人事労務管理》</p> <p>① 労働条件通知書について、書面で明示すべき事項が記載されていない事例が見受けられたので、記載すること。</p> <p>② 労働基準法第 24 条にかかる労使協定について、協定を締結しないまま社宅費を控除していたので、協定を締結すること。</p> <p>③ 時間外勤務手当の単価の算定について、割増賃金の算定基礎となる賃金に処遇改善手当が含まれていなかったなので、適切に算定すること。</p> <p>④ 時間外勤務時間数の計算について、5 分単位未満を切り捨てた事例が見受けられたが、1 分単位で行わなければならないので正しく計算すること。</p> <p>《経理》</p> <p>① 小口現金の取扱いについて、経理規定では限度額を 2 万円としているが、限度額を超えている事例が見受けられたので、規定に基づいた適正な経理処理を行うこと。</p> <p>② 小口現金出納簿について、「本日残高」と翌日の「前日繰越額」に不整合が見られたので、一致させること。</p> <p>《園児処遇》 なし</p>			

幼保連携型認定こども園指導監査結果（通知用）

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和元年 11 月 26 日
施設名	原町すいせんこども園		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
<p>《人事労務管理》 なし</p> <p>《経理》 なし</p> <p>《園児処遇》 なし</p>			
口 頭 指 摘			
<p>《人事労務管理》</p> <p>① 労働条件通知書について、書面で明示すべき事項が記載されていない事例が見受けられたので、記載すること。</p> <p>② 労働基準法第 24 条にかかる労使協定について、協定を締結しないまま社宅費を控除していたので、協定を締結すること。</p> <p>③ 時間外勤務手当の単価の算定について、割増賃金の算定基礎となる賃金に処遇改善手当が含まれていなかったなので、適切に算定すること。</p> <p>《経理》</p> <p>① 小口現金の取扱いについて、経理規程では限度額を 2 万円としているが、限度額を超えている事例が見受けられたので、規定に基づいた適正な経理処理を行うこと。</p> <p>② 利用者からの現金収入について、金融機関への預け入れが遅延している事例が見受けられたので、入金後速やかに預け入れること。</p> <p>《園児処遇》 なし</p>			

幼保連携型認定こども園指導監査結果（通知用）

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和元年 11 月 18 日
施設名	河原町すいせんこども園		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
<p>《人事労務管理》 なし</p> <p>《経理》（実地監査なし） なし</p> <p>《園児処遇》 なし</p>			
口 頭 指 摘			
<p>《人事労務管理》</p> <p>① 退職者の労働者名簿について、退職事由の記載のないものが見受けられたので、もれなく記載すること。</p> <p>② 労働条件通知書について、書面で明示すべき事項が記載されていない事例が見受けられたので、記載すること。</p> <p>③ 時間外勤務手当の単価の算定について、割増賃金の算定基礎となる賃金に処遇改善手当が含まれていなかったため、適切に算定すること。</p> <p>④ 定期健康診断について、実施項目が不足している事例が見受けられたので、労働安全衛生規則に定める項目をもれなく実施すること。</p> <p>《経理》（実地監査なし） なし</p> <p>《園児処遇》 なし</p>			

幼保連携型認定こども園指導監査結果（通知用）

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和元年 12 月 19 日
施設名	新田東すいせんこども園		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
<p>《人事労務管理》 なし</p> <p>《経理》（実地監査なし） なし</p> <p>《園児処遇》 なし</p>			
口 頭 指 摘			
<p>《人事労務管理》</p> <p>① 労働条件通知書について、書面で明示すべき事項が記載されていない事例が見受けられたので、記載すること。</p> <p>② 労働基準法第 24 条に基づく法定外控除の協定について、協定を締結しないまま社宅費を控除していたので、協定を締結すること。</p> <p>③ 時間外勤務手当の単価の算定について、割増賃金の算定基礎となる賃金に処遇改善手当が含まれていなかったため、適切に算定すること。</p> <p>《経理》（実地監査なし） なし</p> <p>《園児処遇》 なし</p>			

幼保連携型認定こども園指導監査結果（通知用）

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和元年 11 月 18 日
施設名	太子堂すいせんこども園		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
<p>《人事労務管理》 なし</p> <p>《経理》（実地監査なし） なし</p> <p>《園児処遇》 なし</p>			
口 頭 指 摘			
<p>《人事労務管理》</p> <p>① 労働条件通知書について、書面で明示すべき事項が記載されていない事例が見受けられたので、記載すること。</p> <p>② 労働基準法第 24 条に基づく法定外控除の協定について、協定を締結しないまま社宅費を控除していたので、協定を締結すること。</p> <p>③ 時間外勤務手当の単価の算定について、割増賃金の算定基礎となる賃金に処遇改善手当が含まれていなかったなので、適切に算定すること。</p> <p>④ 定期健康診断について、実施項目が不足している事例が見受けられたので、労働安全衛生規則に定める項目をもれなく実施すること。</p> <p>《経理》（実地監査なし） なし</p> <p>《園児処遇》 なし</p>			

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和元年 11 月 12 日
施設名	保育所 南光台すいせん保育所		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
<p>《人事労務管理》</p> <p>なし</p> <p>《経理》</p> <p>なし</p> <p>《入所者処遇》</p> <p>① 児童の健康診断について、平成 31 年 2 月 16 日付で、入所した児童 1 名の入所時の健康診断を実施していなかったため、入所時は速やかに健康診断を実施し、自動の健康状態を把握すること。</p>		<p>《入所者処遇》</p> <p>① 途中入所の児童については、入所時の健康診断の実施を嘱託医と連携をとりながら速やかに実施できるようにしていきます。</p> <p>入所時の確認事項に記載する欄を作り、主任、看護師が必ず実施したことを確認できるようにします。</p>	
口 頭 指 摘			
<p>《人事労務管理》</p> <p>① 有期労働契約者が無期労働契約に転換する事項について、就業規則等への定めがなかったため、改めること。</p> <p>② 育児・介護休業帳に関する規則について、以下の点が見受けられたため改めること。</p> <p>ア 育児休業に関する規定が適正に定められていなかった。</p> <p>イ 法に基づき、労使協定の締結により対象から除外する者を定めているが、規則と協定との間に不整合が見受けられた。</p> <p>③ 有給休暇の付与について、職員就業規則に 1 日又は半日若しくは 1 時間単位の付与を規定しているが、1 時間単位の付与は 5 日に限り認められるものであるため、規程を改正すること。また、時間単位の付与を行う際は労使協定の締結が必要であるため留意すること。</p> <p>④ 労使協定について、掲示、書面交付、備え付け等による周知を行うこと。</p> <p>《経 理》</p> <p>① 拠点区分で作成する計算書類に対する注記について、拠点区分事業活動明細書（別紙 3(⑩)）は省略しているとあるが、実際は作成しているため、注記を作成の際には留意すること。</p> <p>② 利用者からの現金収入について、経理規程に従い現金出納帳を整備して管理すること。その際は、小口現金と同様に日々の残高確認を行うこと。</p> <p>《入所者処遇》</p> <p>① 避難・消火訓練について、平成 30 年 8 月に消火訓練を実施していなかったため、少なくとも月 1 回は実施すること。</p>			

(様式2)

社会福祉法人・施設指導監査結果 (通知用)

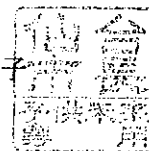
法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	令和元年11月11日
施設名	保育所 幸町すいせん保育所		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
《人事労務管理》(実地監査なし) なし 《経理》(実地監査なし) なし 《入所者処遇》 なし			
口 頭 指 摘			
《人事労務管理》(実地監査なし) なし 《経理》(実地監査なし) ① 拠点区分で作成する計算書類に対する注記について、拠点区分事業活動明細書(別紙3(10))は省略しているとあるが、実際は作成しているので、注記を作成の際には留意すること。 《入所者処遇》 なし			

H31 子幼運 2254 号

令和元年 11 月 6 日

南中山すいせん保育園 設置者 様

仙台市長 郡 和子



令和元年度事業所内保育事業指導監査の結果について（通知）

先に実施しました令和元年度事業所内保育事業指導監査においては、特に改善を必要とする事項は認められませんでした。

引き続き、適切な施設運営に努められますようお願いいたします。

担当：子供未来局 幼稚園・保育部

運営支援課指導係 今野

〒980-8671

仙台市青葉区上杉一丁目5番12号

TEL：022-214-8179

FAX：022-261-4427